



## 【鹿屋市立鹿屋看護専門学校】

鹿屋市立鹿屋看護専門学校では、下記の要領で試験を実施します。

### 【学科】

#### ◎准看護学科

- ・修業年限 2年
- ・定員 40人
- ・試験方法 推薦入試  
一般入試

#### ◎看護学科（2年課程）

- ・修業年限 3年（定時制）
- ・定員 40人
- ・試験方法 推薦入試  
特別推薦入試  
一般入試

### 【願書受付】

- ・推薦入学試験及び特別推薦入学試験  
平成14年11月5日(火)から11月18日(月)まで  
※持参または郵送(×切日消印有効)
- ・一般入学試験  
平成14年12月12日(木)～12月25日(水)  
※持参または郵送(×切日消印有効)

### 【試験日時及び科目】

- ・推薦入学試験及び特別推薦入学試験  
平成14年12月2日(月)  
9：00から15：00まで  
小論文、面接  
※推薦入学試験には、上記以外に一般常識が加わります。
- ・一般入学試験（准看護学科）  
平成15年1月16日(木)

- 9：00から16：30まで  
英語、国語（小論文を含む）、面接
- ・一般入学試験（看護学科）  
平成15年1月14日(火)  
9：00から16：30まで  
英語、国語（小論文を含む）、看護全般、解剖生理
- 平成15年1月15日(水)9：00から  
面接

※そのほか詳しいことは、学校に問い合わせてください。

### 《問い合わせ先》

鹿屋市西原3-7-40  
鹿屋市立鹿屋看護専門学校  
TEL 0994-44-6360

## お知らせ

### 【精神保健福祉ボランティア養成講座】

志布志保健所では、平成14年10月16日(水)から『精神保健福祉ボランティア養成講座』を4回コースで開催します。

この講座では、『精神疾患について』や『ボランティア活動について』の講話、当事者との交流会などを計画しています。

#### 【対象者】

精神保健福祉に関心があり、4回とも参加できる人で、講座受講後は、志布志保健所や曾於郡内市町村が実施する精神保健福祉業務に協力できる人。

#### 【受講料】無料・要予約

#### 【場所】末吉町老人保健福祉センター

#### 【日時】

- ・第1回 平成14年10月16日(水)  
13：30から15：30まで
- ・第2回 平成14年10月30日(水)  
13：30から15：30まで
- ・第3回 平成14年11月5日(火)  
10：00から15：30まで
- ・第4回 平成14年11月13日(水)  
13：30から15：30まで

【申込方法】電話にて受け付けます。  
(先着約15人まで)

【申込期限】平成14年9月30日(月)  
17：00まで

《申し込み・問い合わせ先》  
志布志保健所保健指導課  
TEL 0994-72-1021

### 【65歳以上の方のインフルエンザ予防接種が一部公費負担】

65歳以上の人は町内病院で一部公費負担のインフルエンザ予防接種ができるようになりましたので、保険証と自己負担分500円を持参して接種してください。町外の病院で接種を希望する人(入院中など)は、大崎町役場福祉保健課へ連絡をしてください。一部公費負担のできる期間は、平成14年10月1日(火)から平成15年1月31日(金)までです。

また、次の人は病院窓口に申し出てください。

- ・生活保護を受けている人（自己負担分は免除されます。）
- ・60歳から64歳までの人で心臓・じん臓・呼吸器に障害があり、身体障害者手帳1級の人(自己負担500円でインフルエンザ予防接種ができます。)

### 【結核について】

9月24日(火)～9月30日(月)は『結核予防週間』です。

“小児結核”を防ぐには、乳幼児に早めにBCG接種を受けさせましょう。

BCG接種は、結核菌の感染を受ける前に接種するワクチンで、結核の発病を抑え、重症化(結核性髄膜炎、粟粒結核)を防ぐのに役立ちます。特に乳児期(3か月から1歳)の早い時期での接種が望まれます。すすんでBCG接種を受けましょう。

BCG接種の効果は、10年～15年持続すると言われています。

結核についてのご相談は、最寄りの医療機関または志布志保健所へどうぞ。

志布志保健所  
TEL 0994-72-1021

## ＝ 警察安全相談 ＝

警察では、警察安全相談として、

- ・日常生活の安全を害する問題
- ・少年に関する問題
- ・ストーカー被害
- ・配偶者からの暴力

などの犯罪等による被害の未然防止に関する相談、そのほか国民の安全と平穩に係る相談に応じています。

志布志警察署の相談窓口の電話番号は  
**0994-72-0110**です。

ぜひ、利用してください。

また、最寄りの交番・駐在所でも相談に応じています。